

平成二十六年三月十四日受領  
答 弁 第 六 一 号

内閣衆質一八六第六一号

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問に対する答  
弁書

一、三及び四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一五号）三から五までについてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一六号）二についてでお答えしたとおりである。